

発委第3号

令和3年6月29日

鹿追町議会議長 吉田 稔 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 上嶋 和志

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書案  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

## 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書

原子力発電に伴い発生する特定放射性廃棄物の最終処分場の選定については、2015年5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が改定され、国が科学的により適正が高いと考えられる地域を示すこととし、2017年7月に「科学的特性マップ」が公表された。

2020年10月、寿都町と神恵内村は高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けた文献調査に応募し、調査が開始されたところである。こうした状況の中、住民や周辺の自治体などへ放射性廃棄物に対する懸念や不安が広がっている。

北海道では、特定放射性廃棄物の持ち込みについては慎重に対応すべきであり、受け入れ難いとする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が制定されており、北海道内の自治体は同条例を遵守し、北海道の豊かで優れた自然環境を次世代に引き継いでいくことが求められている。

鹿追町議会は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れることは断固として容認できないものである。

よって、国及び道においては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望する。

### 記

- 1 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。
- 2 鹿追町において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる一切の調査を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

北海道鹿追町議会議長 吉 田 稔

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、  
北海道知事